（別紙３）

【該当サービス事業所のみ】
ケアプランデータ連携の実績が確認できる資料について

＜連絡事項＞

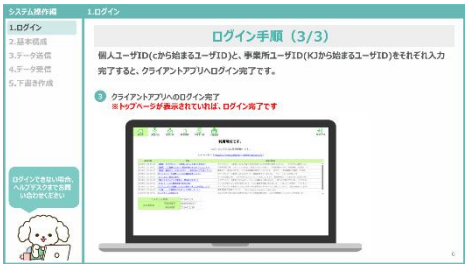
・協議時のチェックリストに記載があるとおり、実績報告時に、ケアプランデータ連携の**実績**が確認できる資料を提出することとなっております（登録のみでは認められません）。

・実績報告書をご提出いただく段階で、データ連携の実績が確認できない場合には、既に今回導入する機器の代金をお支払いいただいた後であっても補助対象外となる場合があります。

＜実績報告時の確認方法＞

・実績報告時に、以下 2 点を確認しますので、必ず実績報告書の提出期限までにデータ連携が完了するよう、対応を進めてください。

①「ケアプランデータ連携システム」へログイン後のトップページ画面の写真またはスクリーンショット等（ケアプランデータ連携システム操作マニュアル 6 ページ目の画像参照）



②「ケアプランデータ連携システム」内の受信一覧又は送信一覧画面の写真またはスクリーンショット等（ケアプランデータ連携システム操作マニュアル 9、10 ページ目の画像参照）



※今回介護ソフトの申請を行わない場合であっても、データ連携が行われていることを確認できる資料の提出が必要となります。

※このため、本補助事業への申請は、ケアプランデータ連携システムに対応した介護ソフトを今回申請するか、又は既に導入されている場合に限り行ってください。